

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年 3 月29日

北上地区消防組合  
管理者 北上市長 伊 藤 彬

北上地区消防組合条例第 5 号

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年北上地区消防組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第 8 条 [略]</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第 8 条 [略]</p> <p><u>（時間外勤務代休時間）</u></p> <p><u>第 8 条の 2 任命権者は、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第 7 号。以下「給与条例」という。）第16条第 5 項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、規則で定める期間内にある第 3 条第 2 項、第 4 条又は第 5 条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下「勤</u></p>

( 休日の代休日 )

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第3条第2項、第4条又は第5条の規定に基づき勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 [ 略 ]

( 介護休暇 )

第15条 [ 略 ]

2 [ 略 ]

3 介護休暇については、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和49年北上地区消防組合条例第7号）第

務日等」といい、第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

( 休日の代休日 )

第10条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（次項において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）を指定することができる。

2 [ 略 ]

( 介護休暇 )

第15条 [ 略 ]

2 [ 略 ]

3 介護休暇については、給与条例第15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務

15条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に伴い、任命権者が定める。

時間1時間当たりの給与額を減額する。

(非常勤職員の勤務時間、休暇等)

第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。